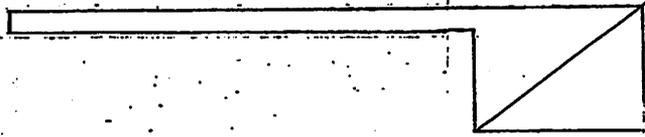


裁 決 書

審査請求人



上記審査請求人から平成25年12月25日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成25年10月23日付け生活保護費返還額決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

京都市洛西福祉事務所長が平成25年10月23日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、京都市洛西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求める。

（理由）

以前にひき逃げ事故（以下「本件事故」という。）に遭い、政府自動車損害賠償保障事業による損害填補金（以下「損害填補金」という。）を受領した。損害てん補金を金銭管理のため福祉事務所に預かってもらう際に、自立更生のためのやむを得ない費用については控除することが可能なため、家電製品等の購入について検討しておくように言われたが、同一事故での他の保険金について収入申告していなかったため、控除することができなくなったと説明を受けた。最初に聞いていた説明と異なるため、納得がいかず、本件処分を取り消してほしい。

2 処分庁の弁明の要旨

- （1）処分庁は、平成17年3月25日付けで請求人世帯の保護を開始した。
- （2）平成25年1月24日、処分庁は、請求人から、本件事故に遭ったが、いまだに加害者が不明であるため、損害填補金を請求するつもりであるとの報告を受けたことから、填補額決定通知書が届き次第速やかに申告するように指導し、当該収入については、収入認定対象となることを説明した。
- （3）平成25年4月17日、処分庁は、請求人から、損害填補金を受領したとして請求人名義の預金通帳の写しの提示を受け、同年3月21日に120万円が振り込まれていることを確認した。
- （4）平成25年5月8日、処分庁は、請求人から金銭等管理申出書を受領し、現金120万円を預かった。
- （5）法第63条の規定は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又

は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。

処分庁は、損害填補金120万円を受給したことにより過払となった同額の保護費について返還対象とした上で、治療費等の必要経費20万425円を控除し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）のエの（イ）に基づいて、更に8,000円を控除し、残額の99万1,575円の返還請求を行った。

- (6) なお、処分庁は、自立更生に係る費用については返還対象額からの控除の検討が可能であることを請求人に説明していたにもかかわらず、当初の説明から約5箇月を経過しても請求人から自立更生に係る費用についての具体的な申出や見積書等の提出がなかったことから、原則どおり、上記（5）に述べた必要経費及び8,000円の控除をした上で本件処分を行ったものである。
- (7) 以上のとおり、本件処分は、適法かつ適正であるため、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

3 請求人の反論の要旨

処分庁は、請求人から、自立更生に係る費用についての具体的な申出や見積書等の提出がなかったことから、原則どおり、当該収入を得るために要した必要経費及び8,000円の控除しか行わず、本件処分を行ったとしているが、処分庁に対して口頭で家電製品の購入を希望していることを伝え、また、見積書を提出しようとしたこともあったが、受け取ってもらえなかったのであるから、本件処分理由は事実と異なるため、取り消してほしい。

4 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

ア 平成17年3月25日、処分庁は、請求人世帯の保護を開始した。

イ 平成25年1月24日、処分庁は、請求人から本件事故の加害者がいまだに判明しないため、損害填補金を請求するつもりであるとの報告を受けた。処分庁は、填補金は、収入認定の対象となることを説明するとともに、填補額決定通知書が届いたら、速やかに申告するよう指導した。

ウ 平成25年3月21日、損害填補金120万円が請求人の預金口座に振り込まれた。

エ 平成25年5月8日、処分庁は、請求人からの申出により損害填補金120万円を受領し、当該填補金の金銭管理を処分庁自ら行うこととした。その際、処分庁は、自立更生に係る費用の控除の検討が可能である旨の説明をした。

オ 平成25年6月13日、請求人が任意保険から本件事故による保険金等を受領していることを把握した処分庁は、保険金を受領したにもかかわらず申告せずに保護を受給していたことは、不正受給となる旨を説明した。

カ 平成25年11月6日、処分庁は、請求人に対し、本件処分の内容を説明し、同通知書を手渡した。

請求人は、処分庁に対し、損害填補金について金銭管理を依頼した際に、自立更生に係る費用については控除することを検討すると説明したにもかかわらず、控除を認めず本件処分がなされたことに納得がいかない旨を述べた。

これに対し、処分庁は、損害填補金の申告は適切にあったものの、同一交通事故についての任意保険により支払われた保険金が未申告であったため、不正受給との判断となり、損害填補金についての自立更生に係る費用の控除を認めないこととした旨を説明した。

(2) 判断

ア 請求人の申立ての内容は、本件事故により支払われた損害填補金の法第63条の規定による費用返還に当たり、要返還額のうち自立更生の用途に充てられる経費は控除することができることから、処分庁に対し家電製品の購入費を控除してほしいと口頭で意思表示をして見積書の提示も行ったにもかかわらず、当該見積書を受け取ってもらえず、家電製品の購入費を控除しないままに返還額が決定されたことについて不服があるとして、本件処分を取り消すよう求めるものである。

イ 保護は、生活困窮者がその利用し得る資産や稼働能力などを活用することを要件に行われることとされており、また、法第63条によれば、資力があるにもかかわらず、それを活用することができないためやむを得ず保護を受けた場合には、事後に活用可能となった段階で、その資力を収入として認定し、資力発生時以降に支弁された保護費全額を収入の範囲内で返還することとされている。自動車事故により被害にあった場合は、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有しているから、原則、加害行為の発生時点で資力があったとして、当該時点以降の保護費を返還対象とすることとされている。

また、返還額は、保護の実施機関が定めることとされており、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、本来の要返還額から一定額を控除して返還額を決定する取扱いが裁量として認められている。

ウ これを本件についてみると、平成23年1月の交通事故により請求人が受領した損害填補金120万円について、処分庁は、治療費等20万425円及び保険金を収入認定する際には除外することとされている8,000円を返還対象から除いており、これについては、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」等に基づいた適切な処理であったと認められる。

エ 次に、請求人が求める家電製品の購入費を控除することについて、処分庁は、自立更生の用途に充てられる経費の控除についての説明以後、約5箇月を経過してもなお請求人から具体的な申出や見積書等の提出がなかったため、認めなかったと主張しているところである。

オ しかし、関係資料によれば、平成25年10月3日に処分庁が訪問した際に、請求人は「返ってくる分は全くないのか」と問いかけていたことや、同年11月6日に処分庁が本件処分に関する決定通知書を請求人に手交する際に、本件処分が自立更生の用途に充てられる経費を認めないまま決定されたとして納得していなかったことを踏まえれば、請求人が自立更生経費を認定してほしいという意思を有していることが容易に推定される。こうした状況であるにもかかわらず、処分庁が請求人の意向を確認したことを伺うことはできず、さらに、同日、請求人に対し、同一の交通事故で請求人が得た保険金が未申告であり、これが不正受給と認められるから自立更生に係る控除は認めない

こととしたと説明していることを踏まえると、請求人からの具体的な申出等がなかったため控除しなかったとする処分庁の主張は採用し難い。

カ そして、本件において、家電製品の購入費を控除することが自立更生のために真に必要であったかどうかは別として、当該控除は、本来請求人世帯の自立が著しく阻害されると認められるか否かで判断すべきところ、請求人が同一の交通事故で得た保険金が未申告であったことを理由に控除を認めないとしたものであるから、処分庁の判断は、考慮に入れるべきでない事項を過重に評価したもので合理性がなく、裁量権の逸脱又は濫用があると認められる。

キ よって、請求人の主張を認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年3月27日

京 都 府 知 事 山 田 啓

